

有価証券報告書の 提出義務の免除

制度調査部
金本 悠希

上場廃止の場合、前5事業年度の株主が300名未満であること等が条件

【要約】

金融商品取引法は、ディスクロージャー規制を定めており、上場会社などには有価証券報告書の提出義務が課される。

有価証券報告書の提出義務が課される範囲は、上場会社に限られず、非上場会社でも株券の保有者が500名以上である会社なども含まれる。

一方、有価証券報告書は、一定の条件を満たせば、提出義務が免除される。金商法では、提出義務が免除される場合が拡大され、たとえば、上場廃止となった会社が、前5事業年度の全ての末日において株券の所有者が300名未満で、内閣総理大臣の承認を受けた場合も、新たに提出義務が免除されるようになった。

1. はじめに

上場会社では、投資家への情報提供のため、金融商品取引法(以下、金商法)によりディスクロージャー規制が課されている。このディスクロージャー規制のうち、継続開示の代表的なものとして、有価証券報告書の提出義務がある。

有価証券報告書の提出義務が課される範囲は、上場会社¹に限られず、非上場会社でも株券の保有者が500名以上である会社なども含まれる。

有価証券報告書は、一定の条件を満たせば、提出義務が免除される。金商法では、証券取引法から改正される際に提出義務が免除される場合が拡大され、たとえば、上場廃止となった会社が、前5事業年度の全ての末日において株券の所有者が300名未満で、内閣総理大臣の承認を受けた場合も、新たに提出義務が免除されるようになった。

本稿では、有価証券報告書の提出義務の範囲の概略について、最近の議論の動向も踏まえて触れた上で、有価証券報告書の提出義務が免除される場合について説明する。また、参考として上場会社が上場廃止した場合の有価証券報告書の提出義務の免除についても説明する。

2. 有価証券報告書の提出義務の範囲

(1) 有価証券報告書の提出義務の範囲

¹ ここでは、「株券を証券取引所に上場している会社」という意味で使用している。



有価証券の発行会社は、発行している有価証券²が以下のいずれかに該当する場合は、原則として有価証券報告書を内閣総理大臣（実際の提出先は財務(支)局）に提出しなければならない（金商法 24 条 1 項、194 条の 7、金融商品取引法施行令（以下、金商法施行令）3 条、3 条の 6、39 条）。

金融商品取引所に上場されている有価証券

店頭売買有価証券³

その募集又は売出しについて、有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した有価証券以下の有価証券のいずれかに該当し、事業年度末日又は前 4 事業年度末日⁴のいずれかにおいて、所有者が 500 名以上であるもの（「外形基準」）

- a. 株券
- b. 受託有価証券が株券である有価証券信託受託証券
- c. 株券に係る権利を表示する預託証書
- d. 集団投資スキーム持分⁵

にあるように、非上場会社でも、株券の所有者が 500 名以上になれば、以後 5 年間有価証券報告書を提出しなければならない。

なお、以上の現行法の 500 人を基準とする規制について、2007 年 12 月に金融審議会第一部会が公表した報告書で現行基準を緩和することが提言されている。具体的には、いわゆるプロ向け市場の開設との関連で、「例えば、人数基準を（プロに限定した市場での取扱銘柄か否かを問わず）500 人から 1000 人へ引き上げる」ことが提言されている⁶。

3 . 有価証券報告書の提出義務が免除される場合⁷

(1) 有価証券報告書の提出義務の免除

2 で述べたように、上場会社（及び店頭登録会社）以外でも、2 の に該当する場合は、有価証券報告書を提出しなければならない。

よって、上場会社が上場廃止した場合でも、これらに該当すれば、原則として有価証券報告書の提出義務は課されることとなる。

上場会社であれば、通常、株式を証券取引所に上場する際、株式の売出し⁸について有価証券届出

² 投資信託の受益証券、資産流動化法の特特定社債券、集団投資スキーム持分などは除外される（金商法 24 条、金商法施行令 2 条の 13）。

³ かつて店頭売買有価証券市場であったジャスダックが、2004 年 12 月に取引所化したため、現在は存在しない。

⁴ 集団投資スキーム持分の場合は、その事業年度末日。

⁵ 注 4 参照。

⁶ 「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-1.html）参照。

⁷ 谷口義幸・峯岸健太郎「金融商品取引法関係政府令の解説(4)」(商事法務 No.1811)参照。

⁸ 既発行有価証券を、均一の条件で 50 名以上を相手方として売付けの申込みを行うことなどが該当する。

書を提出していると考えられる。そのため、上場廃止をした後でも、通常、依然として2の に該当し、有価証券報告書の提出義務が課されることが考えられる。

ただし、金商法は、2の に該当しても、投資者保護上問題がない一定の場合には有価証券報告書の提出を免除している。

(a) 募集又は売出しについて、有価証券届出書等を提出した有価証券の場合

まず、2の に該当する有価証券の場合(募集又は売出しについて、有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した場合)、以下のいずれかの要件を満たし、金融庁長官の承認を受ければ、有価証券報告書の提出義務が免除される(金商法 24 条 1 項ただし書き、194 条の 7 第 1 項、金商法施行令 4 条、企業内容等の開示に関する内閣府令 16 条 2 項)。

- (ア)清算中であること
- (イ)相当の期間事業を休止していること
- (ウ)有価証券の**所有者が 25 名未満**

これらの場合に免除されることは、証券取引法が金商法に改正される以前から認められていた(旧証券取引法 24 条 1 項ただし書き)。しかし、有価証券のうち特に株券については、MBO や他社に買収された場合等の例外的な場合を除き、所有者が 25 名未満となるのはまれであり、「多くの場合提出義務者は継続開示を行うための負担を強いられているとの指摘がある」⁹といわれる。

こうした指摘を踏まえ、金商法では株券等についての免除要件が新設された。

具体的には、2の に該当する**株券・優先出資証券**の場合(株券・優先出資証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した場合)、以下の要件を満たし、内閣総理大臣の承認を受ければ、有価証券報告書の提出義務が免除されることとされた¹⁰(金商法 24 条 1 項ただし書き、金商法施行令 3 条の 5 第 2 項、4 条の 10、企業内容等の開示に関する内閣府令 16 条 2 項)。

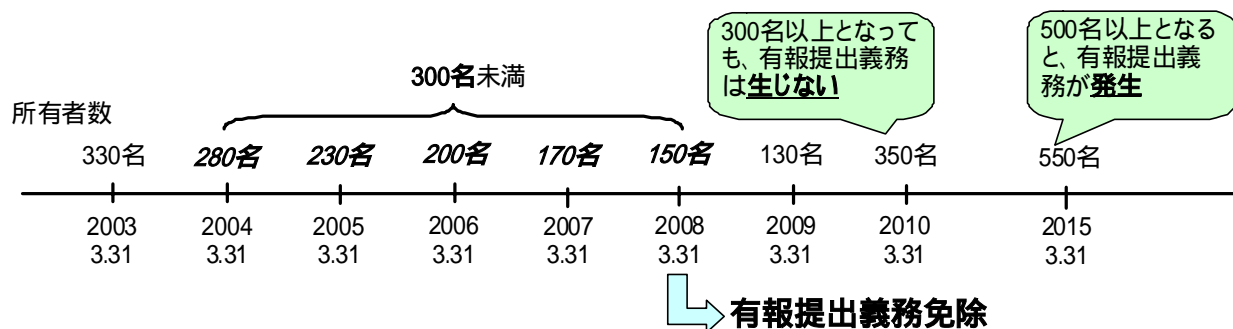
その事業年度を含む前 5 事業年度の全ての末日における所有者が 300 名¹¹未満

この要件を満たし、有価証券報告書の提出義務が免除された場合、その後の事業年度末日の所有者が 300 名以上となっても、有価証券報告書の提出義務は生じない。ただし、500 名以上となった場合は、外形基準(2の)に該当し、有価証券報告書提出義務が生じることとなる。

⁹ 注 7 参照。

¹⁰ ただし、有価証券届出書等の提出義務が発生した事業年度終了後 5 年を経過していなければならない。

¹¹ 株主名簿・優先出資名簿に記載されている者の数で判断する。



(注)3月31日を事業年度末日としている。

なお、「金商法施行時のこの規定の適用については、当該施行日(平成19年9月30日)以後に到来する事業年度の末日(三月決算会社の場合は、平成20年3月31日)において、施行日前に終了した事業年度を含め、過去五事業年度の末日における株主数等により判断する¹²⁾とされている。

よって、要件を満たしている場合には、平成20年3月期(三月決算会社の場合)の有価証券報告書から提出が免除される。

(b) 「外形基準」に該当する有価証券の場合

2の「外形基準」(直近5事業年度末日¹³⁾のいずれかにおいて、所有者が500名以上の株券等に該当する有価証券の場合、以下のいずれかの場合に該当すれば、有価証券報告書の提出義務が免除される(金商法24条1項、金商法施行令3条の6第1項、4条、4条の2第2項)。

(ア) 資本金の額が事業年度末日において5億円未満¹⁴⁾である場合

(イ) 有価証券の所有者が300名未満である場合

(ウ) 金融庁長官の承認を受けた場合

承認は、承認申請者が以下の場合になされる。

a. 清算中の者

b. 相当の期間事業を休止している者

(参考) 上場会社が上場廃止した場合の有価証券報告書提出義務

2で述べたように、有価証券の発行会社は、発行している有価証券¹⁵⁾が以下のいずれかに該当する場合は、原則として有価証券報告書を提出しなければならない。

金融商品取引所に上場されている有価証券
店頭売買有価証券

¹²⁾ 注7参照。

¹³⁾ 集団投資スキーム持分の場合は、その事業年度末日。

¹⁴⁾ 集団投資スキーム持分等の場合は、資産の額が1億円未満。

¹⁵⁾ 注2参照。

その募集又は売出しについて、有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した有価証券以下の有価証券のいずれかに該当し、事業年度末日又は前4事業年度末日¹⁶のいずれかにおいて、所有者が500名以上であるもの（「外形基準」）

- a. 株券
- b. 受託有価証券が株券である有価証券信託受託証券
- c. 株券に係る権利を表示する預託証書
- d. 集団投資スキーム持分¹⁷

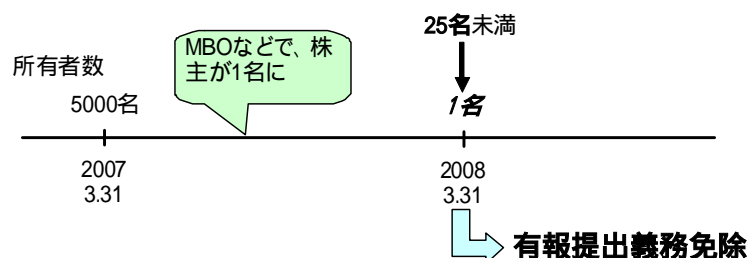
上場会社が上場廃止した場合でも、通常、この に該当すると考えられる（ は などに該当しない場合と定められている（金商法24条1項4号））。

株券で に該当する場合、有価証券報告書の提出義務が免除されるのは、会社が継続している場合であれば、以下のいずれかの要件を満たし、内閣総理大臣（（ア）の場合は金融庁長官に委任）の承認を受けた場合である（3(1)(a)）。

(ア)株券の所有者が25名未満

(イ)その事業年度を含む前5事業年度の全ての末日における所有者が300名未満

MBO や他社による買収などで株主が1名になった場合等は(ア)に該当し、金融庁長官の承認手続きを経て有価証券報告書の提出義務が免除される。



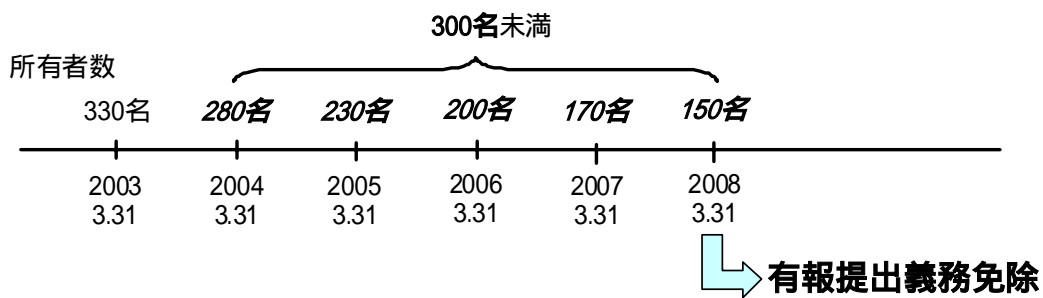
(注)3月31日を事業年度末日としている。

しかし、MBO や他社による買収などの場合でなければ、(ア)に該当するのはまれである。その場合、(イ)に該当すれば有価証券報告書の提出義務が免除される。

(イ)に該当するためには、前5事業年度の全ての末日において所有者が300名未満でなければならない。よって、上場会社が上場廃止した場合でも、即座に有価証券報告書の提出義務が免除されるわけではなく、株券の所有者が300名未満となってから4年以上経過しなければ、有価証券報告書の提出義務は免除されない（さらに内閣総理大臣の承認が必要）。

¹⁶ 注4参照。

¹⁷ 注4参照。



(注)3月31日を事業年度末日としている。